

令和4年度原爆被爆者定期健康診断(第1回)のご案内

被爆者の定期健診を次のとおり行います。受診希望者は被爆者健康手帳を持参のうえ受診してください。(受診は任意です。また、今年度から集団健診は行いません。)

☎7月1日(金)～30日(土)

☑被爆者健康手帳を持っている人
(受診対象者には、別途通知しています)

▷医療機関
大瀬戸内科(出来庭二丁目18番11号)
片山医院(出来庭九丁目2番18号)※午前中のみ(要予約)
梶山医院(貴船18番16号)
※各医療機関の診察日、受付時間を確認して受診してください。

☎社会福祉課☎820-5635

重度心身障害者医療費受給者証が新しくなります

現在お使いの受給者証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降も引き続き資格がある人には、新しい受給者証を7月下旬ごろ郵送します。(更新手続きは不要です。)なお、資格要件により停止となる人には別途通知します。

手帳の種類	対象者
身体障害者手帳	1、2、3級所持者
療育手帳	①・A・②

▷利用者負担
1医療機関につき、1日200円(通院月4日、入院月14日まで)

※所得が一定以上ある人は該当しない場合があります。
☎社会福祉課☎820-5635

国民健康保険および後期高齢者医療保険のお知らせ

(1) 国民健康保険および後期高齢者医療保険に関する通知を7月中に対象者に送付します。

【発送する通知】

- 国民健康保険(世帯主宛)
 - ・納税通知書
 - ・被保険者証
- 後期高齢者医療保険(個人宛)
 - ・納入通知書
 - ・被保険者証

(2) 後期高齢者医療保険の被保険者証に関して、令和4年度は全ての人に2回送付されます。

【送付スケジュール】

- 1回目
7月末までに送付します。(保険証有効期限は8月1日～9月30日)
- 2回目
9月末までに送付します。(保険証有効期限は10月1日～令和5年7月31日)
※10月1日から窓口負担割合に「2割」が追加されます。

☎税務住民課☎820-5604

令和4年度補助犬給付のお知らせ

☑次の①～⑤の全てに当てはまる人

- ①県内(広島市を除く)に1年以上居住し、今後も相当期間県内に居住することが見込まれる18歳以上の身体障害者
- ②身体障害者手帳1級または2級の人
※盲導犬は視覚障害、聴導犬は聴覚障害、介助犬は肢体不自由の認定が必要です。
- ③就労など(就労見込みを含む)により、社会活動の参加に効果があると認められる人
- ④補助犬を適切に利用し、飼育できると認められる人
- ⑤自己の所有する家屋以外の家屋に居住する人は、補助犬の飼育について、その家屋の所有者または管理人の承諾が得られること

☑社会福祉課または社会福祉協議会の窓口に置いてある申請書に必要事項を記入のうえ、7月29日(金)までに社会福祉課へ提出してください。
※年間を通して申請受付をしています。

☑【盲導犬について】

社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会事務局☎229-2320

☑【聴導犬・介助犬について】

広島ハーネスの会☎221-8275

(社会福祉課)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金とは、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

▷支給額・1世帯あたり10万円

▷支給時期・町が確認書(または申請書)を受付した日から1カ月が目安です。

【支給対象と申請の方法】

※これまでに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給していない世帯のみ対象

世帯全員の「令和4年度住民税均等割が非課税」の世帯	世帯全員の「令和3年度住民税均等割が非課税」の世帯	令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)
確認書が届きません(要返送)	申請書が届きません(要返送)	申請が必要です
申請期間・確認書発送日から3カ月 ※令和3年12月11日以降に転入した世帯員がいる場合、申請書の提出が必要となりますので、社会福祉課へお問い合わせください。	※必要事項を記入の上、必要書類を添付し社会福祉課へ返送してください。	申請期間・9月30日(金) ※申請書の提出が必要となりますので、社会福祉課へお問い合わせください。

☎社会福祉課☎820-5635

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を児童1人あたり5万円支給します。申請方法は準備が整い次第、熊野町ホームページなどでお知らせします。(給付金の申請は以下の(1)と(2)のどちらかのみ申請可能)

(1) ひとり親世帯分	(2) ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分
☑①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人 ②公的年金給付等を受けていることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人) ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準となっている人 ☑支給対象者のうち①の人は6月17日(金)に振込済みのため申請不要です。②と③の人は申請が必要です。	☑養育要件のいずれかに該当し、所得要件のいずれかに該当する人<養育要件> ①令和4年4月分の児童手当受給者(公務員を除く)または特別児童扶養手当受給者 ②公務員で令和4年4月分の児童手当受給者 ③上記①、②以外で平成16年4月2日生～平成19年4月1日生の児童を養育する人 ④令和4年5月～令和5年3月の児童手当の認定を受ける人(公務員を除く)または特別児童扶養手当の認定を受ける人 ⑤公務員で令和4年5月～令和5年3月の児童手当の認定を受ける人 <所得要件> ①令和4年度分の住民税均等割が非課税の人 ②新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった人 ☑支給対象者のうち①または④で所得要件①の人は申請不要です。それ以外の人は申請が必要です。

☎子育て支援課☎820-5623